

# 介護保険だより

令和2年8月号

群馬県国民健康保険団体連合会

## 令和2年度介護保険事業所苦情処理研修会の開催中止について

このことについて、毎年9月に開催しておりましたが、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点等から今年度の開催を中止することといたしましたので、お知らせいたします。

ご迷惑をお掛けし誠に申し訳ございませんが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

## 返戻及び過誤について

### 1 返戻

本会に当月請求した介護給付費等明細書について、請求内容に誤り等が発覚したため取り下げたい場合は、返戻依頼を行っていただきます。返戻依頼後は、当月審査分の「請求明細書・給付管理票返戻（保留）一覧表」に返戻依頼を行った明細書が載っていることを確認してから翌月以降に再請求していただくこととなります。

なお、返戻依頼は、本会ホームページに掲載してある返戻依頼書を使用し行っていただきますが、毎月20日頃までにFAXにて返戻依頼書を送付してください。

The screenshot shows the website interface for the Gunma Prefecture National Health Insurance Association. The main navigation bar includes links for '一般の皆様へ', '保険医療機関 保険薬局等の皆様へ', '柔道整復・あはき施術所の皆様へ', '介護保険事業所の皆様へ', '障害福祉事業所の皆様へ', '特定健康診査等実施機関の皆様へ', and '保険者の皆様へ'. The left sidebar contains a list of menu items, with '13 各種依頼書等' highlighted in red. The main content area displays '13 各種依頼書等' and lists several files for download, including '介護給付費請求明細書返戻依頼書 (提出用) (2.2 KB)', '介護給付費請求明細書返戻依頼書 (記載例) (2.3 KB)', and '介護給付費請求明細書返戻依頼書についての注意事項 (6.3 KB)'. A callout box on the right side of the page states: '本会ホームページの「介護保険事業所の皆様へ」→「13 各種依頼書等」に返戻依頼書が掲載してあります。'

例：令和2年8月請求にて提出した介護給付費等明細書について、請求内容に誤り等が発覚したため8月中に取り下げる場合。

この場合、令和2年8月請求にて提出した介護給付費等明細書は、まだ本会にて支給決定していないため、本会に返戻依頼を行ってください。

## 2 過誤

既に支給決定されている介護給付費等明細書について、請求内容に誤り等が発覚したため取り下げたい場合は、過誤申立を行っていただきます。 過誤申立は、本会ではなく保険者に行っていただきますが、 過誤申立の依頼に必要な提出書類や提出期限については、保険者により異なりますので、詳細は各保険者に直接お問い合わせください。

例：令和2年8月請求にて提出した介護給付費等明細書について、一旦支給決定となったが請求内容に誤り等があったため9月に取り下げる場合。

この場合、令和2年8月請求にて提出した介護給付費等明細書は、既に本会にて支給決定しているため、明細書を保有している保険者に過誤申立を行ってください。

8月	9月	10月	11月
① サービス提供	請求 過誤調整（－）	支払（入金）	
	② サービス提供	請求 再請求（＋）	支払（入金）

※ ①のとおり過誤処理を行い、②のとおり翌月以降に当該過誤処理分の再請求を行います。

### 問い合わせ先



群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）  
 〒371-0846 群馬県前橋市元総社町335番地の8 群馬県市町村会館2階  
 TEL 027-290-1319（直通） FAX 027-255-5077  
 受付時間 8：30～17：15（12：00～13：00を除く）  
 ホームページ <http://gunmakokuho.or.jp>

★群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いします。



国保連合会